証券コード　２５８６
2020年６月９日

株　主　各　位

東京都千代田区神田神保町三丁目３番地
株式会社フルッタフルッタ
代　表　取　締　役
社長執行役員ＣＥＯ　長澤　誠

第18期定時株主総会及び
普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。
**　さて、当社第18回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。**

**　近時、日本政府による緊急事態宣言による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。**
**　株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。**
**　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月23日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時　（受付開始9:30～）
２．場　　所　東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館３Ｆ
ベルサール神保町
Ｒｏｏｍ１＋２

3．目 的 事 項

［定時株主総会］

報 告 事 項　第18期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

議　案　第１号議案　資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

［普通株主様による種類株主総会］

決 議 事 項

議　案　定款一部変更の件

以　上

◎本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。

◎昨年より、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.frutafruta.com/ir/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

（1）　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しています。一方、世界経済においては、中国経済の先行き、米国の貿易政策の動向及び金融資本市場の変動の影響等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましても、原材料単価や物流コストの上昇、人口減少による市場規模の縮小等が足かせになるなど、依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の下、当社は、引き続き業績回復に努め、冷凍チルド商品であるＨＰＰ（非加熱高圧処理）である「FRUTA PRESS」シリーズの販売のみならず、2020年東京オリンピック開催に合わせた、アサイープロテイン等のスポーツ関連新商品の販売も開始致しました。さらに、各メディアに取り上げられるように広報をすすめるなど、販売促進活動を積極的に続けてまいりました。

海外展開においても、2019年１月から、台湾の台北市信義区にアサイーカフェ微風南山アトレ店をオープンするなど、アジア地域でのアサイーを始めとするアマゾンフルーツの認知度の向上と販売展開を目指してまいりました。前期のみの発売でヒット商品となった「ＰＲＥＳＳ　ＷＡＴＥＲ　ＭＥＬＯＮ」の特別需要販売がなかったこと、さらに、廃棄ロスを避け、利益率の改善目的で一般量販店用商品であるカートカン、ファミリーパック大容量商品の発売を中止する販売戦略をとったことで、対前年売上高が大きく減少しました。また、期末には、新型コロナウイルスの影響で、東京オリンピックの開催が翌年にずれ込むなど、スポーツ自体の自粛要請で、アサイープロテイン等でプロモーションを活用した売上の獲得ができませんでした。

その結果、当事業年度の売上高は938百万円（前事業年度比23.2％減）となりました。

利益面につきましては、戦略的製品(製品廃棄削減)であるＨＰＰ（非加熱高圧処理）の発売により製品廃棄の低減に取り組み、一定の効果を得ることが出来ました。

また、当社の課題であるアサイー原材料在庫の消化も、当初計画を順調に推移している状況にあります。前期末には、アサイー原材料在庫についての将来の消化見込みについて検討した結果、原材料在庫の評価損を375百万円計上しております。今後も評価損を計上した原材料在庫の消化計画を確実にすすめ、さらなる利益改善に繋げてまいります。結果として、売上総利益は217百万円(前事業年度は売上総損失は88百万円)となりました。

販売費及び一般管理費においては、オリンピック需要からの倉庫料の高騰や、運送費の値上げ、さらに、販売施策のプロモーション取組みにより広告宣伝費等の増加がありました。しかしながら、値引きに繋がるマネキン販売を見直し、販売促進費の経費を削減、さらに、機動的な業務体制にシフトし、経費削減にも取組んだことで、前事業年度に比べ38百万円減少し624百万円となりました。

結果として、売上高は、前事業年度より283百万円減少したことで938百万円となりましたが、原材料在庫評価損の計上が大きく減ったことで売上総利益は前事業年度に比べ306百万円改善し217百万円となりました。また、営業損失においては344百万円改善し、営業損失が406百万円（前事業年度は営業損失751百万円）、経常損失は443百万円（前事業年度は経常損失779百万円）となり、前期に計上した特別損失もなかったことから、結果として当期純損失は440百万円（前事業年度は当期純損失795百万円）となりました。

当社は、これまで、日本及び台湾市場でのアサイーの認知向上を図りながら、業績回復に努めてまいりました。しかしながら、上場以来引続く営業損失等の計上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するとして、継続企業の前提に関する注記を記載しております。また、当社は、2019年３月末時点で債務超過に陥っている状況から、2020年３月末での債務超過解消による、上場維持及び事業の継続を最優先に考え、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）との資本政策をすすめてまいりました。その結果、当事業年度末日（2020年3月31日）までに債務超過の解消に至りました。

当社は、引き続きEVO FUNDと、事業資金の調達も含めた資本政策を適時すすめながら、事業性の向上に努めてまいります。

当社は輸入食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。事業別の売上高は次のとおりであります。

（a）リテール事業部門

リテール事業部門に関しては、冷凍チルド商品であるＨＰＰ（非加熱高圧処理）アサイーエナジー他、「ＦＲＵＴＡ　ＰＲＥＳＳ」　シリーズ、更に今期から発売のアサイープロテイン等の販売で、注文に応じた解凍発送が可能となり、賞味期限切れ廃棄の削減につながりました。しかしながら、前期にヒット商品となった「ＰＲＥＳＳ　ＷＡＴＥＲ　ＭＥＬＯＮ」の販売が今期は無かったことなどから、量販店向けの商品販売を政策的に中断した結果、リテール事業部門全体の売上高は338百万円（前事業年度比65.0％）となりました。

（b）アグロフォレストリー・マーケティング事業部門（ＡＦＭ事業部門）

ＡＦＭ事業部門に関しては、食品メーカーや外食チェーン産業を中心に、業務用原料の導入提案と提携をすすめてきました。その結果、個店舗での採用は順調に進みましたが、大手食品・飲料メーカーへのアサイー原材料の採用が低調となったことで、売上減となりました。今後は、個店舗への提案で採用されたものを分析し、大手食品・飲料メーカーへも、スーパーフードであるアサイーをはじめとしたアマゾンフルーツの新たなメニューと原材料提案に注力してまいります。

以上の結果、ＡＦＭ事業部門全体の売上高は318百万円（前事業年度比88.2％）となりました。

（c）ダイレクト・マーケティング事業部門（ＤＭ事業部門）

直営店舗に関しては、国内店舗の他、2019年１月に、本格的な海外店舗として台湾台北の人気エリアの高級専門店ビル「アトレ」（ＪＲ系列）でアサイーカフェ直営店の1号店を出店いたしましたが、当初想定していた館への来客数など売上が低迷している中、新型コロナウイルスの世界的な蔓延による影響もあり、台湾直営店舗を2020年2月に閉店いたしました。しかしながら、今回の出店についてはアジアでのアサイー他、アマゾンフルーツの認知度の向上に寄与できたものと考えております。今後も、台湾を起点として、アジア地域での原材料の販売に取り組んでまいりたいと考えております。

ＷＥＢ通販に関しては、カート缶商材やアマゾンフルーツのパルプ販売の他、冷凍チルド商品であるＨＰＰ（非加熱高圧処理）シリーズの販売をすすめました。さらに、ＷＥＢ通販サイトのリニューアルも実施し、通販サイトの安全性の確保と向上に努めてまいりました。しかしながら、量販店用商品を発売中止したことから通販でも販売品目が減少したこと、また当社として購買意欲につながる発信ができなかったことで、通販事業の売上につながる、定期顧客の獲得にはつながりませんでした。今後は、通販事業を主力事業に引き上げるべく、商品の拡充、サービス内容の改善を外部とのタイアップしながら推進し、売上の向上と、顧客満足度を上げてまいります。

この結果、ＤＭ事業部門全体の売上高は118百万円（前事業年度比77.1％）となりました。

（d）海外事業部門

海外事業部門に関しては、大手菓子メーカーで採用されているアグロフォレストリーのカカオの販売が好調で、引き続き多くの受注を受けております。しかしながら、ブラジル現地の気候の影響から、カカオ豆の収穫が減少し、バックオーダーに対して納入数を満たすことが出来ず結果的に売上を落とす結果となりました。当社としましても、さらに現地と情報交換をしながら、カカオ豆の収穫量のさらなる確保に、現地と共に取り組んでまいりたいと考えております。

この結果、海外事業部門の売上高は162百万円（前事業年度比87.2％）となりました。

■事業別売上高

事業別名称	2019年３月期		2020年３月期		増減額	前期比
	金額	構成比	金額	構成比		
リテール事業	521百万円	42.7%	338百万円	36.1%	△182百万円	65.0%
ＡＦＭ事業	360百万円	29.5%	318百万円	33.9%	△42百万円	88.2%
ＤＭ事業	153百万円	12.5%	118百万円	12.6%	△35百万円	77.1%
海外事業	186百万円	15.3%	162百万円	17.4%	△23百万円	87.2%
合計	1,221百万円	100.0%	938百万円	100.0%	△283百万円	76.8%

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、第７回新株予約権行使により130百万円、第８回新株予約権行使により189百万円、第９回新株予約権の行使により、現物出資として上場株式の払込により626百万円の資金を調達いたしました。

また、金融債務496百万円を現物出資として、Ａ種種類株式を発行し496百万円の資金を調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2017年3月期 第 15 期	2018年3月期 第 16 期	2019年3月期 第 17 期	2020年3月期 第 18 期(当事業年度)
売　　上　　高	1,619百万円	1,104百万円	1,221百万円	938百万円
経 常 損 失 (△)	△589百万円	△568百万円	△779百万円	△443百万円
当 期 純 損 失 (△)	△591百万円	△586百万円	△795百万円	△440百万円
１株当たり当期純損失(△)	△499.45円	△390.98円	△410.50円	△129.71円
総　　資　　産	2,277百万円	1,931百万円	1,006百万円	1,300百万円
純　　資　　産	110百万円	6百万円	△771百万円	225百万円

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4)　対処すべき課題

当社は、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

①リテール事業、AFM事業の見直し

リテール事業におきましては、アサイーカート缶の販売の他、新たに冷凍チルド商品であるＨＰＰ（非加熱高圧処理）アサイーエナジー等の販売を開始することで、注文に応じた解凍発送が可能となり、当社において賞味期限切れ廃棄を大きく削減出来ることになりました。しかしながら、解凍作業等による時間的制約から、大量納品や少数受注への対応が難しく、関東圏を中心にプレミアムスーパーでの販売が中心とならざるを得なくなり、結果的に売上高を落とす結果となりました。今後は、解凍ノウハウと製品特性の向上で、賞味期間の延長に取組み、プレミアムスーパー以外への店舗展開を進めることで売上の獲得に努めてまいります。

AFM事業におきましては、引き続き食品メーカーや外食産業との提携を増やしてまいります。また、アマゾンのスーパーフードとしてのアサイー原料の認知度を高める取り組みを通じ、アジアやその他の海外企業との提携を積極的に模索し、原材料の販売にも努めてまいります。さらに、他社商品メーカーと共同で商品開発をすすめるなど、アサイーをはじめとするアマゾンフルーツのコラボ商品の販売で、市場の構築を目指してまいります。

②店舗及び通販事業の再構築

店舗事業は、商品に対しお客様から直接ご意見を伺えることから、当社のアンテナショップと位置づけております。しかしながら、本年に入り、国内、海外店舗ともに、非常に厳しい市場環境となったことで、店舗運営の大きな転換期となっております。今後は、大きな店舗を構えるのではなく、小さな店舗でオペレーションの簡素化をすすめ、テイクアウト商品を増やすなど、機動的で収益性ある店舗運営を目指してまいります。

通販事業は全国への商材販売が可能なツールとして、売上拡大の重要部門と位置づけております。現在、従前のカート缶商材の販売やアマゾンフルーツのパルプ販売を積極的に行っておりますが、今後は、ご自宅で当社店舗と同じアサイーボウルを手軽に楽しめる通販オリジナルパックや、サプリメント等の機能性商材の開発と販売も視野に入れるなど、顧客満足度を伸ばす施策に積極的に取り組んでまいります。さらに、安全で購入しやすいサイトをお客様に提供することにも注力し、安定的購入に繋がる定期顧客もさらに増やしてまいりたいと考えております。

③アグロフォレストリー関連事業の推進

当社のアグロフォレストリーカカオ豆を使用した商品を販売する大手菓子メーカーの需要も続いており、今後の生産能力の向上に取り組んでおります。また、荒廃地を森に再生させるアグロフォレストリー農法の発展の為にも、カカオ豆以外のアマゾンフルーツの生産体制の構築をトメアス総合農業協同組合(以下、ＣＡＭＴＡという。)と共に図りながら、安定的供給と増産に努めてまいります。

④海外事業展開への取り組み

台湾コストコ（13店舗）での販売をすすめながら、2019年１月に、当社の台湾支店を立ち上げるに至りました。本格的な海外店舗として台北の人気エリアの高級専門店ビル「アトレ」（ＪＲ系列）でアサイーカフェ直営店の1号店を出店するなど、台湾支店での活動をはじめましたが、本年に入り新型コロナウイルスによる影響から、台湾での販売も困難をきたすようになり、閉店を余儀なくされました。しかしながら、台湾でのアサイーをはじめとするアマゾンフルーツの認知度の向上には寄与できたものと考えております。今後、新型コロナウイルスの蔓延が収束に向かい、市場が元に戻りました後には、台湾ほか、アジア地域でのアサイーをはじめとするアマゾンフルーツ等の原材料の販売拡大の起点となるよう、台湾支店の運営に努めてまいりたいと考えております。

⑤機能性分析への取組み

当社商品の購入動機に繋がる機能性等のエビデンスの研究と提示は重要であると考えております。今後も、関係機関と共同で機能性の研究に取り組みながら、研究結果を販売プロモーションに反映させるなど、当社の販売活動に積極的に取り入れてまいります。また、アサイーを機能性商材として、今後はサプリメントも含めた新たなニーズの掘り起こしにも務めてまいります。

⑥プロモーションイベント開催

アサイーの造血機能性が実験結果として判明したことで、今後は、貧血が課題となっているスポーツ関連への宣伝と拡販で、売上獲得を目指してまいります。来年開催のオリンピックにも照準を合わせ、機能性に特化したプロモーション活動を積極的に開催する中で、新たな顧客獲得に繋げてまいります。

⑦財務基盤の強化

上記の施策に取り組み、アサイー原材料の販売をすすめるのみならず、新規取り組みで利益率の改善を図ってまいります。現在、コロナウイルスによる市場への影響は大きく、お取引先様を取り巻く環境も非常に厳しい状況であると思われます。当社と致しましても、収束後を視野に入れた事業展開と財務基盤の安定のためにも、財務状況に応じた資本政策の強化をすすめてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

ブラジル最大手アマゾンフルーツサプライヤーＣＡＭＴＡより、冷凍パルプの国内独占輸入販売代理店としてアサイーをはじめとするアマゾンフルーツを輸入し、加工販売しております。

各事業の主要な事業内容は、以下のとおりです。

（リテール事業）

・スーパー、コンビニエンスストア等への自社ブランド及びＰＢ製品の販売

（ＡＦＭ事業）

・外食産業向け製商品の販売

・飲料、菓子他メーカー向け原料の販売

（ＤＭ事業）

・自社製品のインターネット通販

・直営店舗の運営

（海外事業）

・アグロフォレストリーカカオ豆の販売

・海外事業展開

(6) 主要な営業所（2020年３月31日現在）

区分		所在地
事務所	本社	東京都千代田区
店舗	渋谷ヒカリエShinQs店	東京都渋谷区

※経営資源の集中及び経費削減を目的として、2019年12月をもってブラジルオフィスを廃止し、本社に統合いたしました。また、直営店舗の新宿マルイ本館店を2019年７月、微風南山アトレ店（台湾台北市）を2020年２月に閉店いたしました。

(7) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
22名	5名減	41.6歳	5.7年

（注） 従業員数は就業人員を記載しております。

(8) 主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社商工組合中央金庫	611 百万円
株式会社りそな銀行	189 百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式	7,798,516株
Ａ種種類株式	5,848,887株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	4,549,629株
Ａ種種類株式	6,799株

(3) 株主数

普通株式	7,711名
Ａ種種類株式	1名

(4) 大株主

	持株数			合計株式持株比率
株主名	普通株式	種類株式	合計株式	
NEXTPHASE SUPERFOODS, LLC	400,000株	－株	400,000株	8.8%
長澤 誠	323,600株	－株	323,600株	7.1%
PHILLIPS GARETH PAUL	224,000株	－株	224,000株	4.9%
株式会社ＪＦＬＡホールディングス	209,400株	－株	209,400株	4.6%
SBI INVESTMENTS LLC, 2014−1	200,000株	－株	200,000株	4.4%
株式会社弘乳舎	175,000株	－株	175,000株	3.8%
EVO FUND	101,400株	6,799株	108,199株	2.4%
楽天証券株式会社	88,200株	－株	88,200株	1.9%
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH − FIRM EQUIY (POETS)	71,100株	－株	71,100株	1.6%
株式会社ＳＢＩ証券	65,100株	－株	65,100株	1.4%

(注)自己株式は保有しておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

		第３回新株予約権
新株予約権の数		355個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		当社普通株式　35,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 50,000円 （１株当たり　500円）
新株予約権の行使期間		2016年３月28日から 2024年３月26日まで
新株予約権の主な行使条件		（注）1
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　350個 目的となる株式数 35,000株 保有者数　2名
	社外取締役	－
	監査役	新株予約権の数　5個 目的となる株式数　500株 保有者数　1名

（注）1.新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後６ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

④新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

2.2014年10月３日付で行った１株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②その他新株予約権等の状況

１．2020年1月10日開催の臨時株主総会に基づき発行した第７回新株予約権の概要

	第７回新株予約権
新株予約権の総数	57,752個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　5,775,200株 （予約権１個につき100株）
発行価額	総額577,520円 （新株予約権１個につき10円）
行使価額	１株当たり50円（固定）
新株予約権の行使期間	2020年１月15日から 2021年１月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
割当先	ＥＶＯ　ＦＵＮＤ

２．2020年３月４日開催の取締役会に基づき発行した第８回新株予約権、第９回新株予約権の概要

	第８回新株予約権	第９回新株予約権
新株予約権の総数	6,476個	6,476個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	Ａ種種類株式　6,476株 （予約権１個につき1株）	Ａ種種類株式　6,476株 （予約権１個につき1株）
発行価額	総額226,660円 （新株予約権１個につき35円）	総額984,352円 （新株予約権１個につき152円）
行使価額	１株当たり193,000円 （固定）	１株当たり193,000円 （固定）
新株予約権の行使期間	2020年３月17日から 2025年３月17日まで	2020年３月17日から 2025年３月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。	本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
割当先	ＥＶＯ　ＦＵＮＤ	ＥＶＯ　ＦＵＮＤ

４．会社役員に関する事項

（1） 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員ＣＥＯ	長澤　　誠	
取締役執行役員	徳島　一孝	経営企画担当
取　締　役	岩本幹夫	
常勤監査役	田端三郎司	
監　査　役	寺西　　昭	コモンズ綜合法律事務所　弁護士 株式会社タカキュー社外監査役 アルコニックス株式会社社外監査役
監　査　役	村上雅哉	大知法律事務所　弁護士

（注）１．監査役寺西昭氏及び村上雅哉氏は、社外監査役であります。
２．監査役寺西昭氏及び村上雅哉氏は、弁護士資格を有しており、弁護士としての豊富な知見と経験を有しております。
３．当社は、監査役寺西昭氏及び監査役村上雅哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当社は執行役員制度を導入しております。2020年３月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
代表取締役 社長執行役員ＣＥＯ	長澤　誠	
取締役執行役員	徳島一孝	経営企画担当

（2） 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第35条の規定に基づき、社外監査役の寺西昭、村上雅哉の両氏との間で、それぞれ会社法第427条第１項の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額を限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	3名 (-名)	39百万円 (-百万円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	8百万円 (4百万円)
合計	6名	48百万円

（注）1．取締役の報酬限度額は、2014年６月27日開催の第12期定時株主総会において、年額700百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議頂いております。

2．監査役の報酬限度額は、2014年６月27日開催の第12期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議頂いております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人名	兼職の内容
監査役	寺　西　　昭	コモンズ綜合法律事務所 株式会社タカキュー アルコニックス株式会社	所長 社外監査役 社外監査役
監査役	村　上　雅　哉	大知法律事務所	弁護士

（注）1．寺西昭氏が代表を務めているコモンズ綜合法律事務所と当社との間には、法律顧問契約を締結しております。

2．村上雅哉氏が所属している大知法律事務所と当社との間には、法律顧問契約を締結しておりましたが、2019年10月に法律顧問契約を解除しております。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況及び発言状況
監査役	寺　西　　昭	本事業年度に開催された取締役会24回全てに出席し、また監査役会17回の内16回に出席し、弁護士としての豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。
監査役	村　上　雅　哉	本事業年度に開催された取締役会24回全てに出席し、また監査役会17回全て出席し、弁護士としての豊富な実務経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等を行っております。

③社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、社外取締役を選任しておりません。当社としては、経営への客観的かつ的確な意見をいただくためには、当社が属する業界に関する知見を有する方が必要であり、現時点ではこれらの要件を満たす有能な社外取締役候補者を選定することが困難で、適任者が見つからないというのが実情であります。

このような状況を踏まえますと、当社といたしましては、適任者が見つからない状況下で、社外取締役の選任を急ぐよりも、当面は現経営体制において監査役会の監査機能をより一層強化・充実させることで取締役会の監督機能強化を図ることの方が望ましいと考えております。以上のことから、現時点では、当社は社外取締役を置くことは相当でないと判断しております。

なお、当社といたしましては、引き続き有能な社外取締役候補者の選定に注力していくとともに、今後とも法律や取引所規則等の趣旨を踏まえてコーポレートガバナンス及び企業価値の向上を図るうえで最も望ましい経営体制の在り方について検討を進めてまいります。

5．会計監査人に関する事項

(1) 名称　　監査法人アリア

（注）当社の会計監査人でありました三優監査法人は、2019年６月25日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	監査法人アリア	三優監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円	6百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円	6百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりであります。

(1)取締役、使用人の職務執行についての基本方針

当社は、「自然と共に生きる」を企業理念とし、地球環境に貢献するべく、“経済が環境を復元させる事業モデルの構築 ～グリーンエコノミーの

実現～ ”を推し進めております。
　このような当社の企業理念・価値観を、全ての役員・従業員等が共有・実践し、職務を遂行する事を基本方針とし、社会的良識ある企業活動に心掛け、お客様、取引先、株主の皆様などステークホルダーの期待に応えて参ります。
　また当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶いたします。

(2)取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
① コンプライアンス規程、取締役会規程、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程（その附表）等を制定し、社内に徹底を図っております。
② 監査役は、監査役監査規程に基づき、監査を適宜行っております。また、重要な会議（取締役会、経営会議等）への出席や内部監査責任者との連携より、監査の実効性の向上に努めております。
③ 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査責任者を選任し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。

(3)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
① 取締役の職務執行に係る情報については、経営管理部を総括管理担当部署とし、法令及び文書管理規程に基づき記録・保存しております。
② 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できます。
③ 書類の保存については、監査役、内部監査責任者が適宜チェックしております。

(4)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
① リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクについて、全社的なリスク管理に関する取組みの企画、立案、調整及び推進は経営管理部が行うものとしております。
② 危機発生時には、対策部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとしております。

(5)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能とを分離しております。

② 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
③ 社長、社長が指名する執行役員、ゼネラルマネージャー及びシニアマネージャーで構成される経営会議を開催し、経営の計画、戦略に関わる事項並びに各部門の重要な執行案件について報告及び審議を行い、経営活動の効率化を図っております。
④ 取締役会規程・組織規程・職務分掌規程・職務権限規程・稟議規程による決裁権限の明確化・迅速化と決裁に係る関係部署への情報伝達の徹底を図っております。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
① 監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役から職務の補助を求められた場合は、内部監査責任者が監査役の職務を補佐しております。
② 監査役から職務の補助を求められた使用人は、業務遂行にあたり、監査役の指示のみに従うものとし、取締役の指揮・監督は受けないこととしております。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
① 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な社内会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から業務の執行状況の報告を求めることができます。
② 取締役、執行役員及び使用人は、法令に反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、すみやかに監査役に報告するものとしております。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役と代表取締役との間で、随時意見交換を実施しております。
② 監査法人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1)取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を24回開催しております。

(2)監査役の職務執行

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査責任者との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(3)内部監査の実施

内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

(4)財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

貸 借 対 照 表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**617,115**	**流動負債**	**1,071,022**
現金及び預金	141,089	買掛金	79,742
売掛金	93,908	短期借入金	227,970
商品及び製品	83,072	一年内返済予定の長期借入金	690,428
原材料及び貯蔵品	282,282	リース債務	6,163
前渡金	861	未払金	42,024
前払費用	6,151	未払費用	4,797
その他	9,748	未払法人税等	17,191
固定資産	**-**	預り金	2,590
有形固定資産	**-**	その他	114
建物	17,250	**固定負債**	**3,936**
機械及び装置	54,048	資産除去債務	3,936
工具、器具及び備品	14,246	**負債合計**	**1,074,959**
減価償却累計額	△85,544	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**683,813**	**株主資本**	**226,957**
投資有価証券	624,876	**資本金**	**1,431,416**
出資金	500	**資本剰余金**	**1,469,901**
その他	58,437	資本準備金	1,395,139
		その他資本剰余金	74,761
		利益剰余金	**△2,674,361**
		繰越利益剰余金	△2,674,361
		評価・換算差額等	**△1,987**
		その他有価証券評価差額金	△1,987
		新株予約権	**1,000**
		純資産合計	**225,970**
資産合計	**1,300,929**	**負債・純資産合計**	**1,300,929**

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**938,178**
売上原価		**720,516**
売上総利益		**217,662**
販売費及び一般管理費		**624,181**
営業損失		**406,518**
営業外収益		
受取利息	16	
為替差益	537	
受取手数料	927	
その他	55	1,536
営業外費用		
支払利息	22,694	
資金調達費用	15,959	
その他	70	38,724
経常損失		**443,707**
特別利益		
固定資産売却益	877	
受贈益	4,000	4,877
税引前当期純損失		**438,829**
法人税、住民税及び事業税	1,797	1,797
当期純損失		**440,626**

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	709,917	673,641	74,761	748,403	△2,233,734	△2,233,734	△775,413
当期変動額							
新株の発行	248,102	248,102		248,102			496,205
新株予約権の行使	473,395	473,395		473,395			946,791
当期純損失（△）					△440,626	△440,626	△440,626
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	721,498	721,498	－	721,498	△440,626	△440,626	1,002,370
当期末残高	1,431,416	1,395,139	74,761	1,469,901	△2,674,361	△2,674,361	226,957

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	－	3,752	△771,661
当期変動額			
新株の発行			496,205
新株予約権の行使			946,791
当期純損失（△）			△440,626
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,987	△2,751	△4,738
当期変動額合計	△1,987	△2,751	997,631
当期末残高	△1,987	1,000	225,970

個 別 注 記 表

1　継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度までに継続して営業損失、経常損失、当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、前事業年度末において771,661千円の債務超過となりました。

こうした状況より、当社は、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）を含めた資本政策を適時すすめ、当事業年度末（2020年3月31日）までに債務超過の解消に至っております。

しかしながら、当事業年度においても継続して営業損失406,518千円、経常損失443,707千円、当期純損失440,626千円及び営業キャッシュ・フローのマイナス152,408千円を計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

今後、当社は以下の対応策を講じ、当該状況の改善及び解消に努めてまいります。

事業について

ⅰ．リテール事業、AFM事業

リテール事業においては、ポストコロナ市場に対応し、販売好調な量販店向けに、中断していたアサイーカート缶の再販売の他、プロテイン入りの新商品の拡販及びアサイーの造血作用による免疫機能訴求を強めることで売り場におけるアサイーポジションの獲得を目指します。冷凍チルド商品であるＨＰＰ（非加熱高圧処 理）商品についても新しい販売チャネルの開拓及び商品ラインナップを増やすことで拡販を狙います。

AFM事業におきましては、食品メーカーや外食産業との提携を積極的にすすめるのみならず、優秀な通販外部スタッフと提携して他社と共同で商品開発をすすめるなど、アマゾンのスーパーフードとしてのアサイー原料をはじめとしたアマゾンフルーツの市場の構築にも取り組んでまいります。

また、コロナウイルスによる影響が収束し、海外市場が好転した後には、台湾支店を中心としたアジア地域、さらにCAMTAと関連したその他地域などで、海外企業との提携を積極的にすすめ、提携商品の開発や原材料の販売にも努めてまいります。

ⅱ．通販事業

通販事業は、今後成長性の高い重要な事業と位置づけております。

現在、通販ではカート缶商材やアマゾンフルーツのパルプ販売を行っておりますが、今後は、優秀な通販外部スタッフと提携してサプリメント等の機能性商材の開発と販売も目指すなど、顧客満足度を伸ばす施策を進めながら、収益性の向上にも繋げてまいります。さらに、引き続き安全で購入しやすいサイトをお客様に提供することに注力し、安定的購入に繋がる定期顧客も増やしてまいりたいと考えております。

ⅲ．プロモーションイベント開催

当社は、関係機関との共同研究で機能性につき「造血」にという新たなエビデンスを発信しております。今後は、アサイーの持つ造血機能性による貧血改善や免疫強化機能をヒカリエ新店舗、メディアや外部団体とのコラボ活動により販売活動に直結したプロモーションを積極的にすすめる事で、顧客の購買動機に繋げ、売上向上に努めてまいります。また、来年度開催予定のオリンピックによるスポーツ機運の高まりに合わせ、アスリートを通したSNSによる情報発信、イベントを通してアサイーの再認知に努力して参ります。

ⅳ．海外事業展開への取組み

2019年１月に、当社台湾支店を立ち上げ、本格的な海外店舗として台北の人気エリアの高級専門店ビル「アトレ」（ＪＲ系列）でアサイーカフェ直営店の1号店を出店するなど、台湾支店での活動をはじめました。しかしながら、本年に入り、海外でもコロナウイルスの影響が大きく報道され、台湾での販売も困難をきたすようになり閉店を余儀なくされましたが、アサイーをはじめとするアマゾンフルーツの認知度の向上には寄与できたものと考えております。今後状況が改善した後には、台湾支店として、台湾のみならず、アジア地域でのアサイーをはじめとするアマゾンフルーツの原材料販売の販売起点となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ⅴ．機能性分析への取組み

当社商品の購入動機に繋がる機能性等のエビデンスの研究と提示は重要であると考えており、機能性の研究結果を販売プロモーションに反映させるなど、当社の販売活動に積極的に取り入れてまいりたいと考えております。また、今後の新規事業として、機能性サプリメントの開発と販売にも努めてまいりたいと考えております。

財務基盤の安定化について

当社は、上記の施策に取り組み、アサイー原材料の販売をすすめるのみならず、新規取り組みで利益率の改善を図ってまいります。現在、コロナウイルスによる市場への影響は大きく、お取引先様を取り巻く環境も非常に厳しい状況であると思われます。当社と致しましても、収束後を視野に入れた事業展開と財務基盤の安定のためにも、財務状況に応じた資本政策の強化をすすめてまいります。

以上の施策を実施するとともに、今後も引き続き有効と考えられる施策につきましては、積極的に実施してまいります。

しかしながら、今後の利益体質への変革を目指した、売上や収益性の改善のための施策の効果には一定程度の時間を要し、今後の経済環境にも左右されることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響は計算書類に反映しておりません。

2　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、原材料、貯蔵品

月別移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

主に定率法によっております。

ただし、機械及び装置並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～18年
機械及び装置	10年
工具、器具及び備品	３年～６年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア（自社利用）	５年

（3）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間定額法によっております。
なお、主なリース期間は５年です。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．その他計算書類作成のための重要な事項
（1）繰延資産の処理方法
株式交付費･･･支出時に全額費用として処理しております。
（2）消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3　貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務
①担保に供している資産

原材料	213,425千円
製　品	17,146千円
商　品	32,210千円
貯蔵品	197千円
合　計	262,980千円

②担保に係る債務

短期借入金	227,970千円
一年以内返済予定長期借入金	690,428千円
合　　計	918,398千円

（2）有形固定資産の減損損失累計額
有形固定資産の減価償却累計額に含めて表記しております。
（3）取締役に対する金銭債権
581千円

4　株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	1,949,629株	2,600,000株	－株	4,549,629株
Ａ種種類株式	－	6,799株	－株	6,799株

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

普通株式

新株予約権の行使　　2,600,000株

Ａ種種類株式

新株式の発行　　6,799株

（２）当事業年度の末日の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　3,226,300株

Ａ種種類株式　　8,724株

5　金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金、保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが３ヵ月以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、固定金利で調達しております。

長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後１年であります。金利に関しては毎年見直しております。

リース債務は、当社基幹システムの導入を目的としたものであり、償還日は決算日後１年であります。

③　金融商品にかかるリスク管理体制

イ）信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金、保証金については、経営管理部が差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務については、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

ハ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	141,089	141,089	－
(2)売掛金	93,908	93,908	－
(3)投資有価証券	624,876	624,876	－
資産計	859,874	859,874	－
(1)買掛金	79,742	79,742	－
(2)短期借入金	227,970	227,970	－
(3)未払金	42,024	42,024	－
(4)長期借入金(*1)	690,428	690,428	－
(5)リース債務(*2)	6,163	6,163	－
負債計	1,046,328	1,046,328	－

(*1)長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*2)リース債務は流動負債と固定負債の金額を合算して表示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金合計額を、同様な新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)リース債務

リース債務の時価は、元利金合計額を、同様なリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

6　税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、たな卸資産評価損、繰越欠損金及び減価償却超過額等でありますが、全額評価性引当を行っております。

7　関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等

種　類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
役員及びその近親者	長澤　誠	被所有 直接　7.1% 間接　1.3%	当社代表取締役 債務被保証	賃貸借契約に係る債務被保証（注）	8,282	－	－

(注)当社は、直営店舗の賃借料に対して当社代表取締役長澤誠により債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額につきましては、年間賃借料を記載しております。

8　１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　49円88銭

(2)　１株当たり当期純損失　　129円71銭

9　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社フルッタフルッタ

取締役会　御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　㊞

代表社員 業務執行社員　公認会計士　山　中　康　之　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フルッタフルッタの2019年４月１日から2020年３月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性
継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度までに継続して営業損失、経常損失、当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、前事業年度末において771,661千円の債務超過となった。このような状況に対して会社は、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）を含めた資本政策を適時にすすめ、当事業年度末までに債務超過の解消に至っている。しかしながら、当事業年度においても継続して営業損失406,518千円、経常損失443,707千円、当期純損失440,626千円及び営業キャッシュ・フローのマイナス152,408千円を計上している。
これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月27日

株式会社フルッタフルッタ　監査役会

常勤監査役　田　端　三郎司　㊞

社外監査役　寺　西　　昭　㊞

社外監査役　村　上　雅　哉　㊞

以　上

定時株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　資本金および資本準備金の額の減少ならびに
剰余金の処分の件

１．提案の理由

当社は、現在生じております利益剰余金欠損額を解消し、早期に財務体質の健全化を図り、機動的かつ柔軟な資本政策を実現すること及び課税標準の抑制を目的とし、当社の今後の成長戦略を実現するための財務戦略の一環として、会社法第447条第１項および第448条第１項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

２．変更内容

Ⅰ．資本金の額の減少の内容

(1)減少する資本金の額

会社法第447条第１項の規定に基づき2020年３月31日現在の資本金の額1,431,416,298円を1,381,416,298円減少して50,000,000円とし、減少する資本金の額全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2)資本金の額の減少の効力発生日

2020年８月31日を予定しております。

Ⅱ．資本準備金の額の減少の内容

(1)減少する資本準備金の額

会社法第448条第１項の規定に基づき、2020年３月31日現在の資本準備金の額1,395,139,963円を1,345,139,963円減少して50,000,000円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2)資本準備金の額の減少の効力発生日

2020年８月31日を予定しております。

Ⅲ．剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記Ⅰ及びⅡの資本金および資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、上記Ⅰ及びⅡの資本金および資本準備金より振り替えたその他資本剰余金のうち、2,674,361,147円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当したいと存じます。

(1)減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金　　2,674,361,147円

(2)増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　2,674,361,147円

第２号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第６条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加させる定款の一部変更するものであります。

なお、本定款変更の効力の発生は、本定時株主総会において本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることに加えて、普通株主様による種類株主総会およびＡ種種類株主様による種類株主総会それぞれにおいて本定款変更の議案が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

２．変更内容

変更の内容につきましては、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現　行　定　款	変　更　案
(発行可能株式総数) 第6条　当会社の発行可能株式総数は、779万8,516株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式　779万8,516株 Ａ種種類株式　584万8,887株	(発行可能株式総数) 第6条　当会社の発行可能株式総数は、1,822万5,712株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式　1,822万5,712株 Ａ種種類株式　584万8,887株

第３号議案　　取締役３名選任の件

取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	ながさわ　まこと 長澤　誠 （1961年7月6日）	1986年４月　京セラ株式会社　入社 1990年４月　DSC COMMUNICATIONS.inc　入社 1991年４月　アサヒフーズ株式会社　取締役 2002年11月　当社設立　代表取締役 2014年４月　当社代表取締役　社長執行役員　CEO（現任）	323,600株 （注）
2	いわもと　みきお 岩本幹夫 （1945年7月11日）	1968年４月　森本倉庫株式会社　入社 2001年９月　アサヒフーズ株式会社　入社 2005年４月　当社　入社 2005年６月　当社取締役　神戸営業所長 2014年４月　当社取締役　執行役員　関西支社長 2014年７月　当社取締役　（現任）	4,000株
3	とくしま　かずたか 徳島一孝 （1962年3月5日）	2008年５月　株式会社COCORO SUPPORT　代表取締役社長 2017年３月　当社顧問 2017年６月　株式会社COCORO SUPPORT　取締役(現任) 2017年６月　当社取締役執行役員　経営企画担当(現任)	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．会社法施行規則第74条の２に規定する「社外取締役を置くことが相当でない理由」につきましては、本招集ご通知20頁の事業報告「４．会社役員に関する事項　(4)社外役員に関する事項」の③に記載しております。

第４号議案　　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
すずき　あきひろ 鈴木朗広 （1976年11月18日）	2008年12月　三優監査法人　入所 2012年10月　公認会計士登録 2016年２月　三優監査法人　退所 2016年２月　金井公認会計士・税理士事務所 入所(現在に至る)	－

（注）１．鈴木朗広氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．同氏を補欠の社外監査役候補者として選任した理由は、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地から、適切な監査を行えるものと判断したものであります。

４．同氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

５．同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。

以上

普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案　　定款一部変更の件

定時株主総会参考書類に記載の第２号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館３F
ベルサール神保町
Ｒｏｏｍ１＋２
電話03-3263-9621



■電車をご利用の場合
・「九段下駅」(東西線)7番出口より徒歩3分。
・「九段下駅」(半蔵門線・新宿線)5番出口より徒歩4分。
・「神保町駅」(半蔵門線・新宿線・三田線)A2出口より徒歩5分。

◎昨年より、株主総会にご出席の株主さまへお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。